

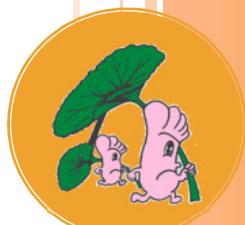
第8章 実現化に向けて

1 実現化に向けて



第8章 実現化に向けて

- 1 基本的な考え方
- 2 まちづくりの進め方
- 3 都市計画マスタープランの運用





第8章 実現化に向けて

1. 基本的な考え方

本計画は、都市計画・都市整備の総合的な指針であり、「全体構想」「地域別構想」によって構成されています。

本計画の内容は、本町のまちづくりの総合的指針である第6次総合計画と整合を図り、都市計画・都市整備分野を具体的に推進していくための計画として、人口の急激な減少や超高齢社会の進展、財政及び環境の制約など、厳しい社会経済状況の中で、第6章の全体構想に示したまちづくりの目標を達成するために、目指す将来都市構造の実現に向け、計画的かつ速やかに具体化に向けた取組みが必要となります。

市街地については、世界的な気候変動の傾向もあり、本町でも平成28年に大雨災害が発生し、現在の防災マップに掲載されているとおり、市街地の一部は洪水・土砂災害警戒区域等に該当する地域も含まれていることから、災害防止に努めるとともに、コンパクトかつ安全な市街地形成を目指します。

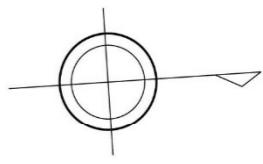
また、用途地域外については第6章全体構想より森林ゾーン、農業・田園ゾーンとして位置づけており、森林の保全や良好な自然景観の形成に努め、農地保全ゾーンについては周辺の自然環境との調和を図りつつ、農業の振興と農地の保全に努めます。

以上の状況を踏まえて、足寄町都市計画の将来像『住みたいまち 住み続けるまち 足寄』の実現を目指し、市街地整備実現化方針図を設定します。





市街地整備実現化方針図(素案)



○コンパクトかつ安全な市街地形成の推進

●公共公益施設の防災機能の充実・強化

●里見が丘公園の改修整備の推進

至 帯広市

土砂災害特別警戒区域
(急傾斜地崩壊危険区域)

教育・文化・スポーツ拠点

5-6-1 里見が丘公園

佐野川

5-4-8 山手道

足寄橋

国道242号

至 北見市

産業振興拠点

利別川

足寄 I.C

道東自動車道

国道242号

至 帯広・札幌方面

至 帯広市

下足寄湖

中部区画整理事業(施行済)

足寄川

国道241号

至 釧路市

0 500 1,000 1,500 2,000

※ O印: 全体における基本的な方針

※1: 概ね100年に1度起こりうる大雨に伴う洪水による浸水想定区域

凡 例

都市計画区域	
用途地域	
居住環境形成推進区域	
都市機能形成推進区域	
区画整理事業区域	
洪水浸水想定区域(計画規模※1)	
土石流危険渓流	
急傾斜地崩壊危険箇所	
河川	
公園(都市計画公園)	
各種拠点	
主な道路	
都市計画道路検証路線・区間	



2. まちづくりの進め方

■まちづくり推進体制の充実

本町においては、これまで様々な協働の取組が進められてきました。本計画に基づくまちづくりを推進するためには、これまでの取組を発展させ、住民・行政・団体等の連携の強化を図っていくことが求められています。

【庁内の横断的な推進体制の整備】

●都市計画にかかわる施策は、産業、観光、教育、福祉、環境、防災等の様々な分野に繋りがあり、都市計画の施策の実施に向け、幅広い部門間の連携が行えるよう、庁内関係部局の横断的な体制を整備し、連携体制の強化に努めます。

【公的機関との連携体制の充実】

●人口減少が進行する状況において、計画を総合的に推進していくためには、国や北海道、周辺市町村との地域間連携が、より一層重要な事から、各機関と協議・協力を充実していきます。

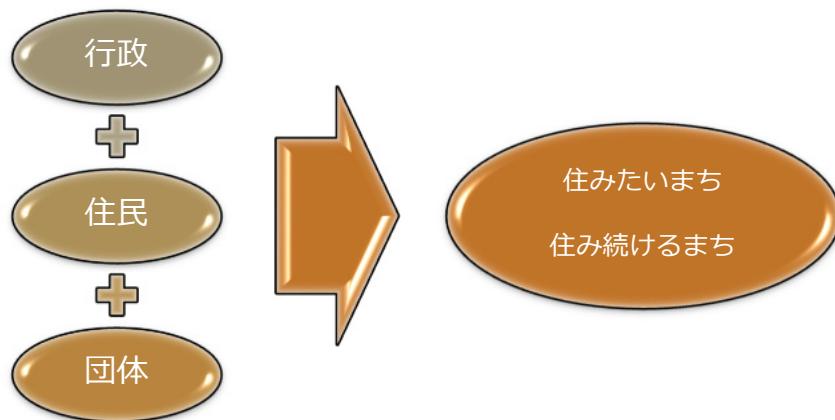
【住民への情報発信】

●町が取組んでいる各種計画や事業に関する様々な情報については、広報紙やインターネット等を通して広く住民へ発信します。また、必要に応じて説明会を開催するなど情報の共有に努めます。

【住民と行政の協働】

●第4章の住民意向調査の「まちづくりの進め方」については、中高生からの回答で、「足寄町役場・議会だけでなく、自治会や住民と協力し、さらに学生等の意見を取り入れて「まちづくり」を実施する。」との回答が8割程度となっており、まちづくりへの参加意欲が大変高いことが伺え、これまでまちづくり懇談会やアンケート調査を通じて住民の意向を反映させる取り組みを行っています。今後も住民、団体（企業・NPO等）、行政の協働によるまちづくりを推進していきます





■まちづくり事業の推進

中心市街地やその周辺の住宅地は、土地区画整理事業や都市再生整備計画事業により整備が行われ、良好な住環境が形成されております。

今後は、効率的な維持管理や有効な活用を検討し、コンパクトなまちづくりの推進を目指します。

【効率的なまちづくり事業の推進】

- 今後、人口減少する可能性が大きい中で、持続可能で安心安全なまちづくりを進めるためには、土地利用規制等で都市をコントロールするだけではなく、質の向上について検討します。
- 厳しい財政状況に配慮した効率的な予算配分を行うことが求められており、目指すべきまちの将来像の実現に向け、町民の意向を把握しながら、緊急性及び地域投資のバランス等に配慮しつつ、公共施設等総合管理計画及び各種長寿命化計画と共に、本計画に基づき計画的にまちづくりを進めていきます。
- 地域の特性に応じた地区計画制度等を有効に活用するなど、地域の自主的なルールによる誘導手法を活用します。また、用途地域や都市施設などは将来のまちづくりにあわせた都市計画の変更を検討します。





3. 都市計画マスタープランの運用

本計画に位置づけた施策・事業を着実に推進していくためには、本計画を適正に運用し、着実な進行管理を進めていくことが重要です。

本計画は、2039年を目標としたものであり、長期の視点にたった計画であることから、目標達成までの間に社会環境の変化や関係法令の新設・改正、住民ニーズの多様化などが十分に考えられます。

このような変化にも柔軟に対応するため、本町の現状や社会環境の変化の把握に努め、計画の進捗状況を管理し、それを踏まえて計画の見直しを行う、計画（Plan）、実行（Do）、確認（Check）、見直し（Action）の「PDCAサイクル」を確立し、このサイクルに基づき、計画の実現を推進していきます。

なお、上位計画の見直しや社会環境の変化などにより、本計画で定めた方針などに大きく影響を及ぼす場合には、本計画を見直すものとします。

